改正

昭和49年3月22日条例第9号昭和53年12月19日条例第14号平成6年12月16日条例第19号平成12年12月13日条例第50号平成13年3月16日条例第2号平成15年3月24日条例第10号平成20年3月26日条例第19号平成20年3月26日条例第19号平成20年9月24日条例第40号平成21年3月18日条例第5号平成31年3月18日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、<u>乳幼児等</u>を養育する家庭が健康で明るい生活が営むことができるよう、乳幼児等の療養に要した費用を給付し、以って<u>乳幼児等の健全な育成と福祉の増進</u>を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「乳幼児等」とは、満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者をいう。
 - (2) 「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。
 - (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
 - ウ 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)
 - 工 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - 才 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (4) 「医療費」とは対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付(重度心身障害者については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)の規定による医療に関する給付を含む。)が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例保険者を含む。以下この条例において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときはその満たない額をいう。
 - (5) 「標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
 - (6) 「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各

法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、 一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。 (受給資格者)

- 第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は<u>医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり</u>、かつ<u>本町の住民基本台帳に登録されている乳幼児等</u>とする。ただし、次の各号に該当するものは除くものとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている乳幼児等
 - (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等(受給資格者の認定等)
- 第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。
- 2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者 証を交付しなければならない。

(給付の範囲)

第5条 町長は医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、本町に住所を有する世帯に属する乳幼児等にかかる医療費から標準負担額及び付加される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。

(給付の申請)

- 第6条 前条の給付を受けようとする保護者若しくは医療機関等は、規則で定める給付申請書を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の月末から起算して2年以内とする。 (届出の義務)
- **第7条** 受給資格者が<u>その資格を喪失したとき、又は届け出事項に変更があったとき</u>は、保護者は、 その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

(給付金の返還)

第8条 町長は、偽り、その他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該給付額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月22日条例第9号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年12月19日条例第14号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(平成6年12月16日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第3 条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する厚生大臣が定める標準負担額」とあるのは、「600 円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」 とする。

附 則(平成12年12月13日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月16日条例第2号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に現にこの条例による改正前の乳幼児医療の給付に関する条例第5条の規 定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の乳幼児医療の給 付に関する条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月24日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日より適用する。

附 則 (平成16年6月24日条例第12号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月24日条例第40号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた療養に係る医療費の助成については、この条例による改正後の天 塩町乳幼児等医療の給付に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月18日条例第5号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の天塩町乳幼児等医療の給付に関する条例第2条及び第3条の規定は、平成31年4月 診療分の医療費から適用し、平成31年3月診療分以前の医療費については、なお従前の例による。